

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和5年1月6日

本県の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ 疑似患畜（県内2例目）の患畜確定について

狭山市の採卵鶏農場において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜は、遺伝子解析の結果、「患畜」であることが確認されました。

1 概要

- (1) 12月30日に狭山市の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構での遺伝子検査で高病原性と判定されました。
- (2) 農林水産省は「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該鶏を患畜と判定しました。
- (3) このウイルスの亜型は、H5N1亜型であることが確認されました。

2 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②特にヘリコプター、ドローン等を使用する取材は、作業員相互の連絡に支障をきたし、防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ③県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ④今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。